

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する使途状況

平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられ、この引上げ分の税収については、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）やその他の社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。また、令和元年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税増収分についても、社会保障の充実に要する経費に充てるものとされています。西原村の令和4年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）・・・・・・・・・・ 83,000千円  
 【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費・・・・・・・・ 1,065,277千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		令和4年度 予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
区分	小区分		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	高齢者福祉費	675,785	371,485	27,898	38,495	237,907
	障害者福祉費					
	児童福祉費 等					
社会保険	国民健康保険	306,228	62,281	0	33,974	209,973
	後期高齢者医療					
	介護保険 等					
保健衛生	保健衛生	83,264	7,545	100	10,531	65,088
	健康増進					
	等					
		1,065,277	441,311	27,998	83,000	512,968

※ 当初予算ベース・地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業区分に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※ 事務費・人件費は、予算額から除外しています。